

「カデナエアロクラブ」のセスナ機の緊急着陸に関する意見書

去る12月9日午後4時半頃、米空軍の飛行愛好家で作る「エアロクラブ」に所属するC-172軽飛行機が嘉手納弾薬庫区域内の弾薬輸送道路に不時着した事故は嘉手納基地周辺住民はもとより、県民に多大なショックを与えたばかりでなく、基地と隣り合わせに生活を営む北谷町民は恐怖と不安に陥っている。

今回事故を起こした「エアロクラブ」は従前から住民地域上空での飛行訓練を実施し、いつかは惨事を招きかねないとの危惧を抱き、嘉手納町が飛行訓練の中止要請をしてきたにもかかわらず今回の事故となっている。なかんずく、不時着した場所は弾薬庫区域内となっており一歩間違えば大惨事となる。

在沖米軍機による事件・事故は今日まで枚挙にいとまがないほど発生し、その都度再発防止を強く要請してきた。しかるにまたしても「カデナエアロクラブ」のセスナ機のエンジントラブルによる事故が発生したことは、事故原因の認識のあまさと再発防止策が欠如していると断ぜざるを得ない。

よって北谷町議会は町民生活の安全確保を図る立場からエアロクラブのセスナ機の不時着事故に対し、厳重に抗議し、今後いかなる事件・事故もおこさぬよう下記事項について強く要請する。

記

1. 「エアロクラブ」の民間地域での飛行を禁止すること。
2. 安全管理の徹底及び事故の原因究明と早急にその結果を公表すること。
また、その間の「エアロクラブ」の飛行を中止すること。
3. 「エアロクラブ」が飛行できる法的根拠を明らかにすること。
4. 事故の通報体制を見直し、その迅速化に努めること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年12月14日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 外務省沖縄担当大使 防衛庁長官 防衛施設庁長官 沖縄県知事
那覇防衛施設局長